

「医療の現場とハラスメント」節にて紹介したデータ

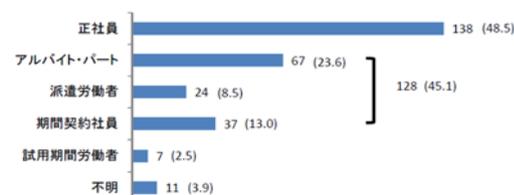
「個別労働紛争解決促進法に基づき都道府県労働局に申請されたいじめ・嫌がらせに係るあっせん事案」データ

業種別件数



- ◆ 医療・福祉業が最も多く19.0%であり、次いで製造業が18.7%、卸売業・小売業が15.5%となっている。
- ◆ 「経済センサス」(2011年総務省)における業種別従業員数の産業全体の構成比では、医療・福祉業が10.2%、製造業が15.6%であることから両業種は高くなっている。
- ◆ 卸売業・小売業では20.2%であることから特に高いわけではない。

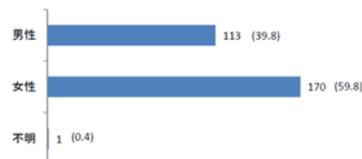
申請人の雇用形態別件数



(注) ()内は全あっせん件数(n=284)に占める比率、単位% (以下同じ)

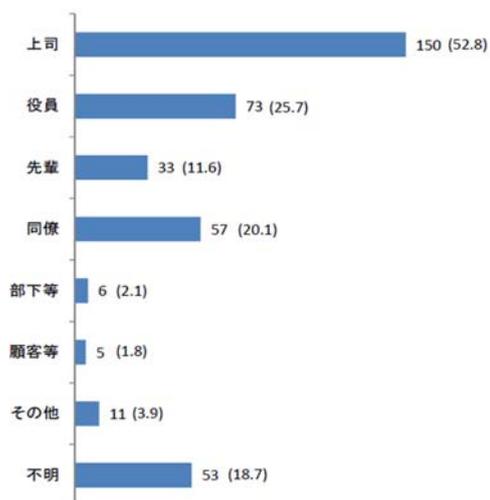
- ◆ 正社員が48.5%、非正規が45.1%となっている。
- ◆ 全国の労働者の正規と非正規の割合がおよそ2:1であることから、あっせん申請人の非正規率が高い。

申請人の性別件数



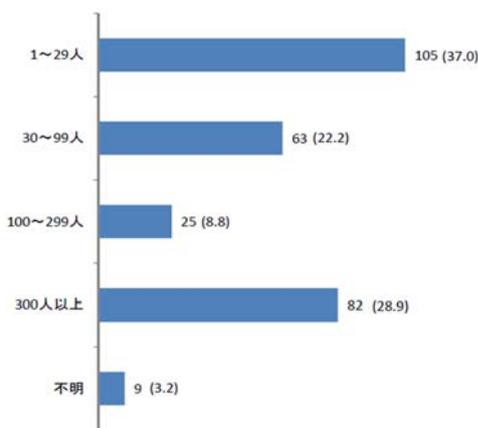
- ◆ 男性が39.8%、女性が59.8%となっている。
- ◆ JILPTにおける前回調査(平成20年度に4都道府県労働局で取り扱ったあっせん事例)では、男性45.0%、女性54.6%となっている。

行為者の職位別件数(重複計上)

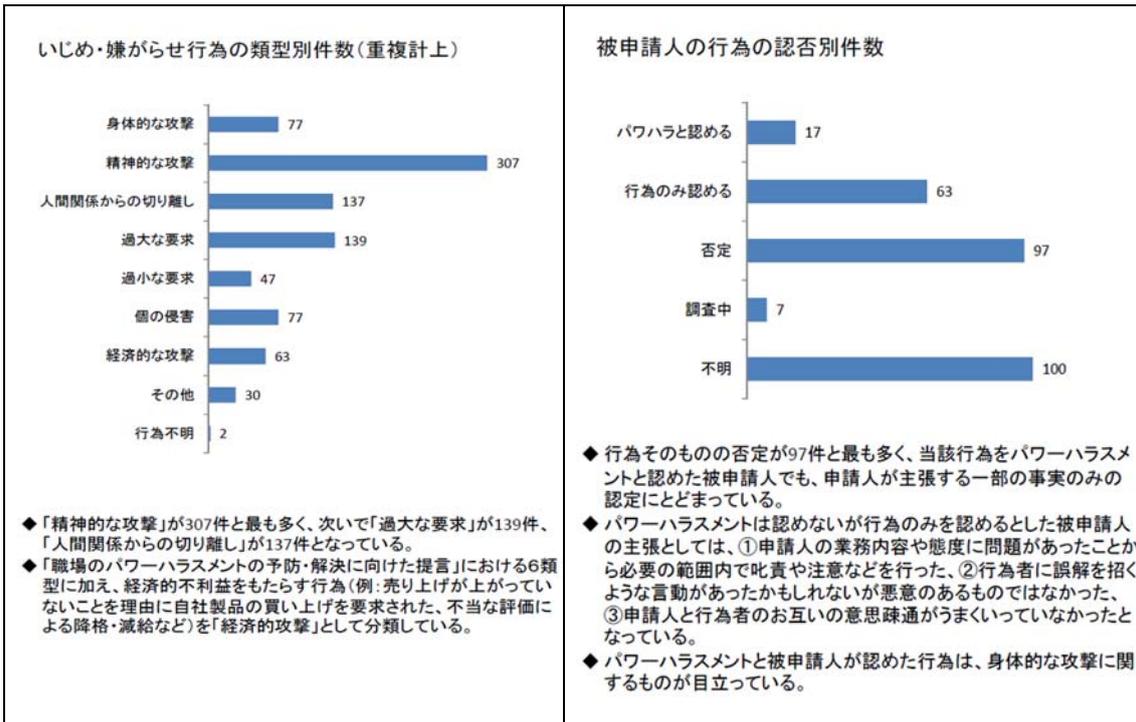


- ◆ 職位が上位にある上司と役員の比率は、それぞれ52.8%、25.7%となっている。
- ◆ 職位に違いのないことが多い同僚や先輩の比率は、それぞれ20.1%、11.6%となっている。

企業規模別件数



- ◆ 1~29人の企業規模の比率が37.0%と最多となっており、次いで、300人以上の企業規模の比率が28.9%となっている。
- ◆ 「経済センサス」(2011年総務省)における規模別従業員数の産業全体の構成比では、300人以上の比率は13.8%であることから、かなり高くなっている。(参考: 1~29人の比率は50.4%)
- ◆ 500人以上の企業の申請人の非正規率は64.0%に対して、「経済センサス」における同規模の非正規率が約30%であることから、大企業に勤めている非正規労働者は、あっせん制度の利用率が高いといえる。



出典：厚生労働省 職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会「資料3 個別労働紛争解決促進法に基づき都道府県労働局に申請されたいじめ・嫌がらせに係るあっせん事案」※本データは独立行政法人労働政策研究研修機構が平成27年に公表した同調査のデータを第2回検討会資料として使用しているものである。